

## 社会福祉法人美濃市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業は、次の各号に掲げる運営方針により行うものとする。

- (1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行う。
- (4) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 まごころ支援センター
- (2) 所在地 美濃市95番地2（美濃市福祉会館内）

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、主任介護支援専門員と兼務）  
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名（常勤職員、管理者と兼務）  
介護支援専門員 3名（常勤職員1名、非常勤職員2名）  
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者等との連絡調整等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から同月31日まで、1月1日から同月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (事業内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成及び変更
- (2) 指定居宅サービス事業者等に関する情報の提供

2 第7条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事務所からの距離	交通費
20キロメートル未満	300円
20キロメートル以上25キロメートル未満	450円
25キロメートル以上30キロメートル未満	600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	750円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、美濃市内とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(記録の整備)

第9条 事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援に関する記録整備については、その整備の日から5年間保存するものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第10条 「職場におけるハラスメント防止に関する規定」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行

う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第13条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人またはその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 職員の資的向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 前項の規定は、職員でなくなった後においても同様とし、その旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、会長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。